

(仮称) 芽室町雇用促進住宅設置及び管理条例制定に
係る使用料の設定について (案)

(令和 2 年 8 月 1 日条例施行予定)

芽 室 町
商工観光課商工振興係

1 芽室町雇用促進住宅使用料の設定（案）について

(1) 「芽室町雇用促進住宅」の目的

町内企業における労働力不足は顕著であり、各産業の安定経営に影響を及ぼしかねない事態となっていることから、町として労働者住宅対策を講じ、町内の雇用を促進することを目的とする。

当該住宅は、令和元年7月に町が取得した旧国立農業試験場住宅を改修して整備し、令和2年8月供用開始予定。

(2) 設置場所

芽室町東2条南5丁目1番地2（12戸/棟×2棟）

(3) 対象者

ア 町内企業（法人・個人）労働者

（ア）町内企業に働く者

（イ）芽室町への移住者で町内企業に働く者

イ その他、目的に合致する者

(4) 入居可能期間

原則1年以内とし、雇用主に貸し出すものとする。

(5) 使用料

他の既存の町有住宅と同様に積算した金額を基本として1戸あたりの使用料を設定する。

駐車場使用料については、近傍同種の駐車場の使用料を参考とする。

※使用料の算出根拠は別紙のとおり。

区分	使用料 (1か月あたり)
住宅（1戸）	27,000円
駐車場（1台）	1,000円

(6) 施行期日

令和2年8月1日

芽室町雇用促進住宅使用料 積算

既存町有住宅における使用料積算と同様の方法を用いて積算し、以下の使用料を徴収する。

○床面積、竣工経過年数などから所得区分ごとの使用料を算定(下表のとおり)。

○芽室町企業の労働力不足を補うことを目的に、企業支援として短期入居者を対象とすることから、入居者の所得区分ではなく、1戸あたり一律の使用料を設定する。

○適用する所得区分については、芽室町の300万円以下の給与所得者の平均所得(2,251,700円/年 187,642円/月)を用い、1か月あたり1戸27,000円を使用料とする。

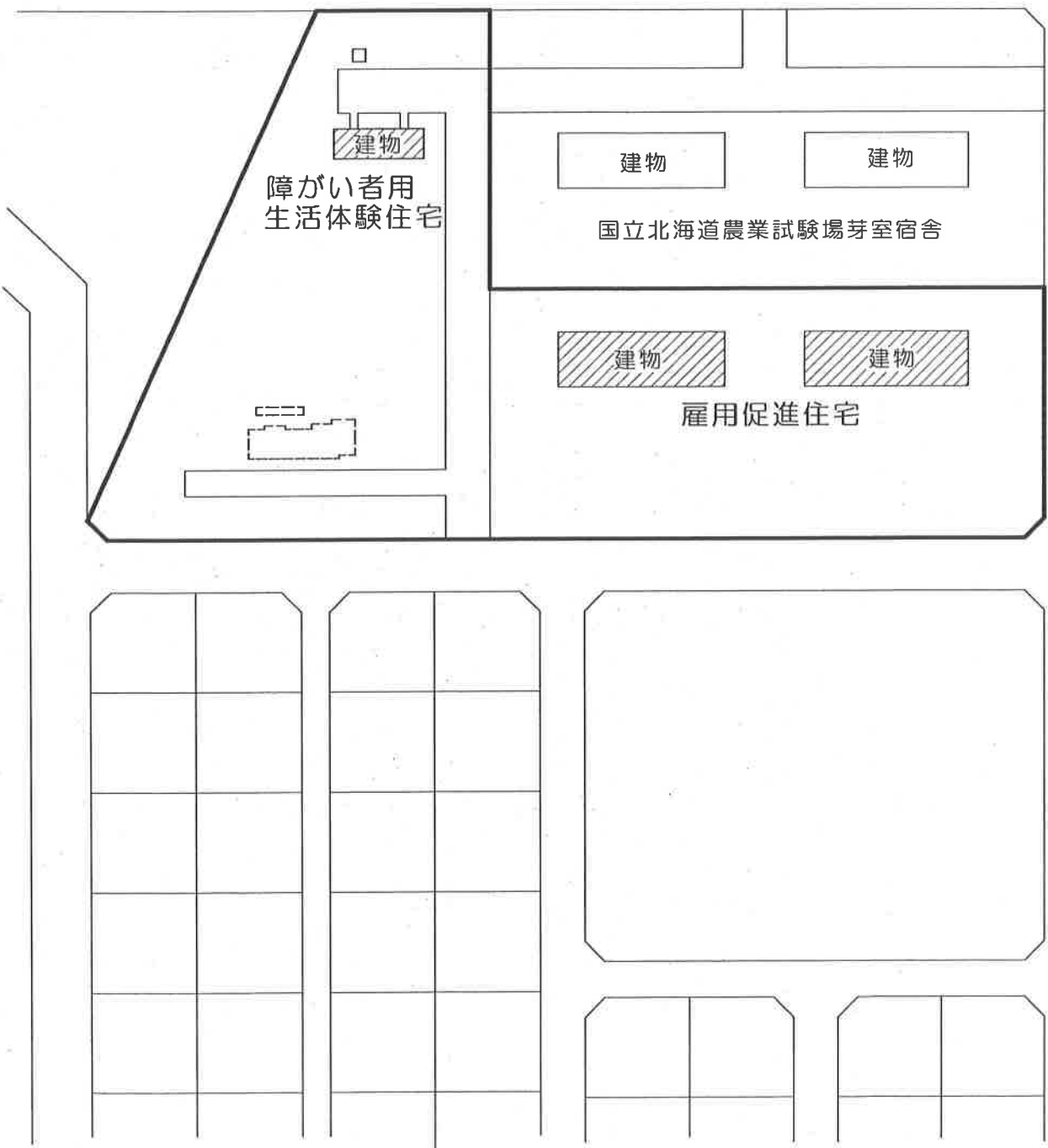
所在地	建設年度	面積(m ²)	入居者の所得別使用料(円)							
			0~ 104,000	104,101~ 123,000	123,001~ 139,000	139,001~ 158,000	158,001~ 186,000	186,001~ 214,000	214,001~ 259,000	259,001 ~
東2条南5丁目1-2	H6, H7	66.205	13,700	15,900	18,100	20,500	23,400	27,000	31,600	36,500

雇用促進住宅・障がい者用生活体験住宅位置図



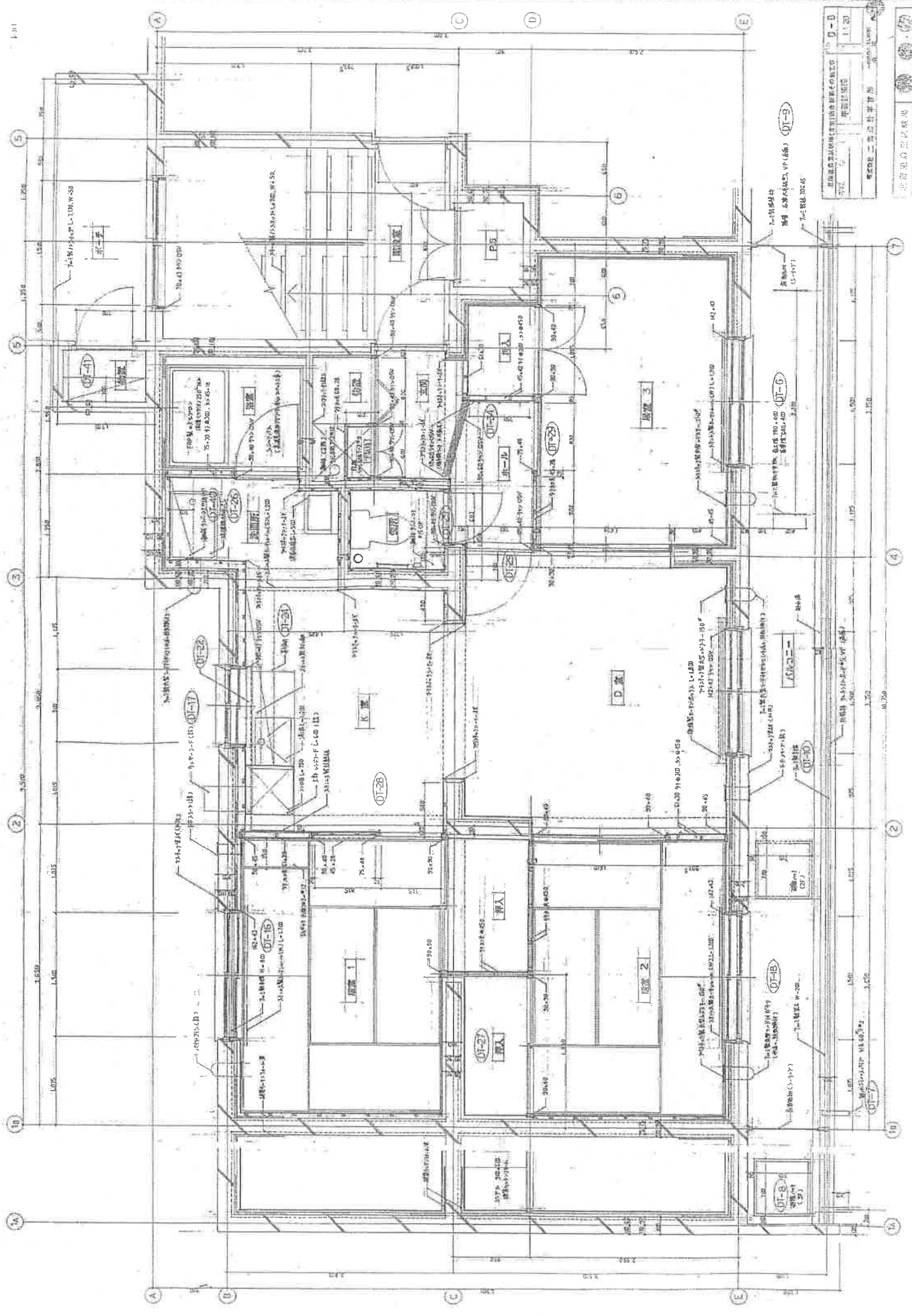
雇用促進住宅
障がい者用生活体験住宅

雇用促進住宅・障がい者用生活体験住宅配置図



芽室町浄水場

南町児童公園



建築士事務所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田
 千代田ビル 10F
 電話 03-3555-1111
 代表取締役 佐藤 隆夫
 専任建築士 佐藤 隆夫

設計者 佐藤 隆夫
 監理者 佐藤 隆夫
 構造設計者 佐藤 隆夫
 電気設計者 佐藤 隆夫
 設備設計者 佐藤 隆夫
 建築士 佐藤 隆夫

設計 1:20
 監理 1:20
 構造設計 1:20
 電気設計 1:20
 設備設計 1:20
 建築士 1:20

東京都建設局
 建築士事務所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田
 千代田ビル 10F
 電話 03-3555-1111
 代表取締役 佐藤 隆夫
 専任建築士 佐藤 隆夫